

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 備 二 発 第 1 2 号
佐 本 務 発 第 3 6 号
佐 本 生 企 発 第 2 2 号
佐 本 刑 企 発 第 8 号
佐 本 交 企 発 第 6 号
九 佐 通 機 発 第 2 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和10年3月31日まで
-----	--------------

佐 賀 県 警 察 本 部 長

佐賀県警察災害警備計画の改定について（通達）

本県警察の災害対策については、「佐賀県警察災害警備計画の改定について（通達）」（令和4年4月1日付け佐本備二発第80号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、「佐賀県警察災害警備計画」を別添のとおり改定することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

(別添)

佐賀県警察災害警備計画

令和5年1月

佐賀県警察本部

目 次

第 1	目的	1
第 2	定義	1
第 3	基本方針	1
第 4	災害警備活動	1
第 5	災害警備体制の確立	2
第 6	災害警備本部	4
第 7	直轄部隊の編成等	5
第 8	非常招集・自主参集の基準等	7
第 9	災害警備活動基準	8
第10	災害警備初動体制の確立	8
第11	警備本部要員等の報告	9
第12	災害対策	9
第13	業務継続性の確保	10
第14	署長の責務	11
第15	教養訓練	14

佐賀県警察災害警備計画

第1 目的

この計画は、自然災害及び原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害警備体制及び災害警備活動の基本を定め、もって災害警備の適正を期することを目的とする。

第2 定義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により発生する被害（以下「自然災害」という。）及び原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害（以下「原子力災害」という。）が発生した場合をいう。

2 大規模災害

自然災害及び原子力災害により大規模な被害が発生した場合をいう。

第3 基本方針

災害警備活動の基本方針は、次のとおりとする。

1 自然災害

- (1) 住民の生命及び身体の保護を第一とした活動を推進する。
- (2) 警察各部門が相互に連携し、被災の拡大防止、被災者の救出救助、行方不明者の捜索など社会秩序維持活動を一体的に展開する。
- (3) 県、市町（消防機関を含む。）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）との連携による総合的な防災対策を推進する。

2 原子力災害

- (1) 原子力災害情報を積極的に収集し、活用する。
- (2) 住民の避難等の広報活動及び誘導活動を推進する。
- (3) 防護対策地区、警戒区域等の警戒警備及び交通規制を迅速かつ的確に推進する。
- (4) 緊急輸送のための交通を確保する。

第4 災害警備活動

災害警備活動は、第3の基本方針に基づき、次に掲げる活動を行うものとする。

- 1 気象情報、災害情報及び被災情報の収集伝達
- 2 被災者の救出及び救助

- 3 被災者等の避難誘導
- 4 行方不明者の捜索及び死者の検視
- 5 災害危険箇所の警戒
- 6 被災地域及び避難場所の警戒並びに犯罪の予防及び取締り
- 7 被災地域における交通規制及び緊急交通路の確保
- 8 被災地域における広報
- 9 警察通信の確保と応急対策
- 10 防災関係機関との相互協力
- 11 事故原因の解明と犯罪捜査

第5 災害警備体制の確立

1 災害警備体制の種別及び発令基準

災害警備体制(以下「警備体制」という。)の種別、発令権者及び発令基準は、次表のとおりとする。

区分	警備体制の種別	発令権者	発令基準	
警察本部	準備体制	警察本部長	自然災害	1 暴風雪、暴風、大雨、大雪、高潮又は洪水の警報が発表された場合で、災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。ただし、沿岸海域のみを対象として発表された暴風雪又は暴風警報を除く。 2 台風による災害が予想されるとき又は被害が発生したとき。 3 佐賀県内で震度4の地震が観測されたとき。 4 佐賀県に津波注意報が発表されたとき。 5 その他警察本部長が必要と認めたとき。
			原子力災害	1 佐賀県地域防災計画（第4編原子力災害対策第1章第4節（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護対策の概要）に定める情報収集事態が発生したとき。 2 原子力事業所外で放射性物質を運搬中に事故が発生したとき。 3 その他警察本部長が必要と認めたとき。

警察本部	警戒体制	警察本部長	自然災害	1 暴風雪、暴風、大雨、大雪、高潮又は洪水の警報が発表された場合で、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 2 台風による広範囲な災害が予想されるとき又は広範囲な被害が発生したとき。 3 佐賀県内で震度5の地震が観測されたとき。 4 佐賀県に津波警報が発表されたとき。 5 その他警察本部長が必要と認めたとき。
			原子力災害	1 佐賀県地域防災計画（第4編原子力災害対策第1章第4節（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護対策の概要））に定める警戒事態が発生したとき。 2 その他警察本部長が必要と認めたとき。
	非常体制		自然災害	1 暴風雪、暴風、大雨、大雪、高潮又は洪水の警報が発表された場合で、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲かつ大規模な被害が発生したとき。 2 台風による広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲かつ大規模な被害が発生したとき。 3 佐賀県内で震度6以上の地震が観測されたとき。 4 佐賀県に大津波警報が発表されたとき又は津波警報が発表された場合で、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき若しくは広範囲かつ大規模な被害が発生したとき。 5 その他警察本部長が必要と認めたとき。
			原子力災害	1 佐賀県地域防災計画（第4編原子力災害対策第1章第4節（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護対策の概要））に定める施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生したとき。 2 その他警察本部長が必要と認めたとき。
警察署		警察署長	上記の発令基準のほか、管内の災害実態に応じて、警察署長が必要と認めたとき。	

2 発令

警備体制の発令は、警備体制をとるべき地域及びその種別を示して行う。

3 縮小

警備体制は、発令権者が被災状況等を判断して縮小するものとする。この場合において、警察署長（以下「署長」という。）が体制を縮小した場合は、警察本部長に速報しなければならない。

4 解除

警備体制の解除は、発令権者が行う。

第6 災害警備本部

1 警備本部の設置

- (1) 警備体制が発令された場合は、次表の区分により、災害警備連絡室、災害警備本部及び非常災害警備本部（以下「災害警備本部等」という。）を設置する。ただし、災害警備連絡室及び災害警備本部については、必要に応じ、所要の人員を招集するものとする。

区 分	警備体制	警備本部の名称	警備本部長	体制等	設置場所	配置
警 察 本 部	準備体制 発令時	災害警備連絡室	警 備 部 長 又は 警備第二課長	別表第1 のとおり	警察本部 庁 舎	別表 第7-1 のとおり
	警戒体制 発令時	災害警備本部	警察本部長 又は 警 備 部 長	別表第2 のとおり		別表 第7-2 のとおり
	非常体制 発令時	非常災害警備本部	警察本部長	別表第3 のとおり		別表 第7-3 第7-4 第7-5 のとおり
警 察 署	各種体制 発令時・ 独自発令	警察署災害警備 連絡室・警備本部	署 長	警察署ご とに定め る。	当該警察署庁舎	

- (2) 原子力災害が発生し、非常体制を発令した場合は、別表第４－１の県警察原子力災害警備現地本部（以下「原災警備現本」という。）を設置する。この場合における原災警備現本は、別表第４－２に基づき、原則としてオフサイトセンター内に設置する。
- (3) 他の都道府県において大規模な災害が発生し、当該都道府県に本県警察の警察災害派遣隊を派遣する場合や他県警察の警察災害派遣隊等の入県に伴う受援を行う場合は、必要に応じて災害警備本部等を設置し、その対応に当たるものとする。災害警備本部等を設置した場合は、防災関係機関にリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣して情報の共有及び緊密な連携を保つとともに、必要により指揮支援班を派遣して災害警備活動の総括指揮に当たるものとする。

なお、県内において災害が発生していない場合における警察災害派遣隊等の受援に関しては、警備部で対応するものとする。
- (4) 災害警備本部等で把握した情報は、庁内アナウンス等を活用して災害警備本部等要員以外の職員へ周知し、共有する。
- (5) 署長は、警察署災害警備連絡室又は災害警備本部を設置した場合は、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

2 警察本部庁舎が被災したときの災害警備本部等の設置場所

警察本部庁舎が被災し、庁舎に災害警備本部等を設置できない場合は、災害の規模、地域、インフラ、ライフライン状況等を総合的に判断し、速やかに次のいずれかの場所に災害警備本部等の設置を検討するものとする。

- (1) 佐賀県警察学校
- (2) 交通機動隊
- (3) 佐賀南警察署
- (4) 小城警察署

3 その他

- (1) 災害用装備資機材に関し、出水期及び冬期の寒冷下においても迅速かつ適切に活動できるよう無人航空機等をはじめとした装備資機材の整備充実を図り、平素から取扱いの習熟に努めるものとする。
- (2) 警察施設等の災害対策に関し、保有する施設及び設備については、災害発生時の電源確保のため、発動発電機等の非常用電源設備や食料、飲料水、燃料等その他の災害用物資及び感染防止資機材の整備に努めるものとする。

第７ 直轄部隊の編成等

1 編成

災害警備連絡室、災害警備本部及び非常災害警備本部設置時には、被害等の状況

に応じて、次の区分により必要な直轄部隊を編成し、災害警備活動に当たるものとする。

(1) 警察本部

警察本部の直轄部隊は、災害警備本部等の要員等を除く警察本部の勤務員（一部兼務者を含む。）で編成し、その編成及び任務は別表第5のとおりとする。

(2) 警察署

被害の発生又は発生の予想される地域を管轄する署長は、被害等の状況に応じて、当該署員をもって必要な直轄部隊を編成し、災害警備活動に当たるものとする。

2 配置及び運用

(1) 部隊の先行配置

ア 大規模な被害により、孤立化が予想されるなど、災害発生時において直轄部隊の移動や救助活動が困難になるおそれが高い地域に対しては、事前に必要な直轄部隊及び装備資機材を配置し、災害の発生に備えるものとする。

イ 原子力災害時において、情報収集事態から警戒事態に進展するおそれが認められる時は、事前に必要な直轄部隊及び原子力防護資機材を配置し、事態の進展に備えるものとする。

(2) 災害発生後の運用

災害発生後は、警備対策部情報隊を編成して、被害情報の集約に当たるとともに、緊急交通路を迅速に確保し、被災者の救出救助、負傷者の搬送、避難誘導等生命及び身体の保護活動を優先した部隊運用を行うものとする。

また、被災者の救出救助、避難誘導等の活動と並行し、犯罪の予防及び検挙、交通及び通信連絡手段の確保など社会秩序の維持を重点とした直轄部隊の運用を図るものとする。

3 留意事項

直轄部隊の隊長等は、次の事項に配意して隊員の配置及び運用を図るものとする。

- (1) 道路又は橋りょうの損壊、流失等の事態を想定するとともに、災害全般の状況を判断して、参集者を順次段階的に配置すること。
- (2) 長期に及ぶ災害警備活動を必要とする場合は、交替制を考慮した編成を行うこと。
- (3) 被災地への直轄部隊の搬送は、道路障害等による交通事故の防止及び迅速な搬送を確保するため、二輪車等の先行による道路情報の収集に努めるなど、道路状況の確認に配意すること。
- (4) 隊員の配置は、原則1組2人以上とし、無線機等の通信機材を携行させるなど、情報伝達手段を確保し、隊員の受傷事故防止に十分留意すること。

第8 非常招集・自主参集の基準等

1 非常招集・自主参集の基準

(1) 非常招集

職員の招集は、警察本部及び警察学校の処務に関する訓令（昭和32年12月27日本部訓令第16号）第14条及び警察署の処務に関する訓令（昭和32年12月27日本部訓令第17号）第21条に定めるところによる。ただし、警備体制を発令した場合には、災害警備本部等の要員に指定された職員を招集し、又は待機を命ずるものとする。

(2) 自主参集

ア 職員は、佐賀県内で震度6以上の地震が観測又は津波警報が発表された場合は、休日、非番、休暇中であっても、自主的に自所属に参集しなければならない。ただし、自主参集により日常生活への支障が顕著であるなど、特別な理由がある場合はこの限りではない。

イ 職員は、県外で震度6以上の地震が観測又は津波警報が発表された場合等についても特別派遣等に備え、連絡体制及び即応体制を確立するものとする。

ウ 職員は、県内で自主参集基準に満たない災害の発生を認知した場合は、非常招集に備え、連絡体制及び即応体制を確立するものとする。

(3) 指揮伺い

前記(1)、(2)に際し、交通途絶その他の理由により参集できない場合は、携帯電話、電子メール及び災害伝言ダイヤル（以下「電話等」という。）を活用するほか、電話等が使用不能の場合は、最寄りの警察署、交番、駐在所等に参集して自所属長に報告し、指揮を受けなければならない。

2 安否確認

(1) 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、佐賀県警察及び九州管区警察局佐賀県情報通信部（以下「県警察等」という。）は、大規模災害が発生したときは、公安委員会委員長、公安委員会委員及び各所属の職員（以下「職員等」という。）並びにその家族の安否を確認するものとし、職員等は自ら自所属に安否を報告の上、参集するものとする。

(2) 県警察等は、職員等に対し、職員等の安否が早期に確認できるよう、安否情報の報告要領や避難場所の打ち合わせなど、安否を確認する方策についてあらかじめ周知を図っておくものとする。

(3) 職員等は、安否の報告に当たっては、前記1(3)の指揮伺いと同方法により行うものとする。

3 携行品、非常食等

警察官は、出動服、白ヘルメット、警備靴等の災害警備活動に必要な服装を、その他の職員は、災害警備活動に適した服装を携行するものとする。この場合におい

ては、着替え、雨衣、軍手、照明具、筆記用具、現金、通信機器（充電器やバッテリーを含む。）収納ザック等長期の活動に対応できるものを携行するとともに可能な限り非常食を持参するものとする。

第9 災害警備活動基準

1 基本的な活動基準

- (1) 準備体制が発令された場合
別表第8のとおりとする。
- (2) 警戒体制が発令された場合
別表第9のとおりとする。
- (3) 非常体制が発令された場合
別表第10のとおりとする。

2 災害別の活動基準

- (1) 大規模地震災害
大規模地震災害時の活動基準は、別表第11のとおりとする。
- (2) 津波災害
津波災害時の活動基準は、別表第12-1のとおりとする。
なお、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項に通報伝達が規定されていることから、津波警報の受信伝達及び報告系統（別表12-2）に従い、津波警報（注意報）伝達系統図（別記様式第1号）により通報するものとする。
- (3) 原子力災害
原子力災害発生時の活動基準は、「佐賀県警察原子力災害対応要領」のとおりとする。

3 執務時間外

執務時間外に警備体制が発令された場合は、警備体制が確立するまでの間、警察本部においては通信指令課通信指令官及び連合当直主任が、警察署においては当直主任が指揮するものとする。

第10 災害警備初動体制の確立

災害警備本部等及び直轄部隊の要員は、早期に災害警備初動体制を確立するため、常時、招集に応じられるように努めなければならない。また、応招した災害警備本部等の要員は、自ら警備本部長の指揮下に入るとともに、災害警備本部等の設営にも協力するものとする。

第11 警備本部要員等の報告

所属長は、次の場合には警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）を経由して、警察本部長に報告しなければならない。

- 1 災害警備本部等及び警察本部の直轄部隊の編成表に基づき、所属職員を要員に指定したとき。
- 2 人事異動等により災害警備本部等及び警察本部の直轄部隊の要員に変更が生じたとき。

第12 災害対策

1 対策の基本

突発的に発生する地震災害を除く自然災害に関しては、予報、警報等が発表されることから、管内の実態に応じた個々具体的な事前対策を徹底し、迅速、的確に推進するものとする。

2 情報収集及び情報伝達活動

災害発生時は、警察航空機、白バイ、無線自動車等を迅速に運用するなど警察の総力を挙げて被災情報の収集に当たるほか、防災関係機関、地域住民等と連携し、迅速な被害実態の把握に努めるものとする。また、被災者のニーズを十分に把握し、交番、パトカー等の勤務員を活用するなどして、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等の警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

なお、その際は、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するものとする。

3 被害報告

大規模災害発生直後の被災規模を迅速に把握するため、警備第二課（執務時間外は連合当直）は速報基準に基づいて収集した情報を集約し、発災後、30分以内に警察庁へ速報するものとする。また、災害発生直後において、警察職員の五感に基づく被害規模に関する情報である「生の声情報」についても積極的に活用を行い警察庁に報告する体制を整備するものとする。

4 警察災害派遣隊の円滑な運用

警察災害派遣隊を派遣又は受け入れる場合は、警察庁、九州管区警察局及び関係警察との連携を図り、円滑な運用体制を確立するものとする。

5 指揮支援班の派遣による効率的な災害警備活動

大規模災害が発生した場合において、被災規模の全体像を可能な限り早期に把握し、部隊を必要な箇所に的確に投入して効率的な災害警備活動を実施するため、現地指揮所を設置し、指揮支援班を派遣するものとする。

なお、指揮支援班の編制については、別表第6のとおりとする。

6 現場広報班の派遣による積極的かつ効果的な広報

大規模災害が発生した場合において、災害現場の状況、災害警備活動等に関する広報を積極的かつ効果的に行うため、災害現場で専従して広報を行う現場広報班を、警察災害派遣隊等の部隊に帯同させて派遣するものとする。

なお、現場広報班の編成等については、通達等に基づき運用を図ることとする。

7 防災関係機関等との連携

平素から災害に係る防災関係機関及び協定締結団体との連携強化を図り、災害発生時には相互に協力して災害応急活動に従事するものとし、必要に応じて、消防機関、海上保安庁及び自衛隊と合同調整所を設置し、警察庁から警察庁災害対応指揮支援チーム(D-SUT)が派遣された場合には、その支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、県の地域防災計画に基づく航空運用調整に参画し、関係機関と連携の上、航空機の円滑な有効活用を図るものとする。

更に、雪害時において立ち往生車両が生じた場合は、関係する協定先の民間企業等と連携を図った上、車両排除措置を行うとともに、通行止め規制が解除されるまで車内で待機しようとする運転者に対し、排気ガス(一酸化炭素)による中毒の防止に関する呼び掛けを確実に行うものとする。

加えて、死者・行方不明者の数を含む人的被害等の広報は、原則として県が行うこととなっていることから、災害警備活動を通じて把握した死者・行方不明者については、適時、適切に県及び関係市町に連絡するなど、緊密に連携するものとする。

8 社会秩序の維持

被災地において、窃盗等の犯罪の発生や避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。

9 感染症対策

救出救助活動等に対し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

第13 業務継続性の確保

大規模災害が発生した場合においては、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するため、「佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画」に基づき、災害応急対策業務を継続するものとする。

なお、大規模災害に至らない場合においては、当該災害の規模に応じ、継続の必要性の高い通常業務及びその他の通常業務を継続するものとする。

第14 署長の責務

1 資料収集の整備

署長は、次の事項に係る調査表等を作成するものとする。

また、(2)については、地盤、地質、人口動態等を考慮した災害危険箇所の把握に加え、危険が確認された盛土等については、これら実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握するものとする。

なお、(2)以下の調査表等については、毎年1回以上調査、点検して補正するものとする。

(1) 管内災害警備要図

(2) 災害危険箇所

ア 警察措置を要する災害危険箇所調査表（別記様式第2号）

イ 警察措置を要する災害危険箇所変更表（別記様式第3号）

ウ 災害危険箇所一覧表（別記様式第4号）

エ 車両水没危険箇所一覧表（別記様式第5号）

オ 道路冠水箇所一覧表（別記様式第6号）

カ 避難行動要支援者関連施設調査表（別記様式第7-1号、第7-2号）

(3) 防災関係機関等調査表（別記様式第8号）

(4) 避難施設等調査表（別記様式第9号）

(5) 宿泊・補給等事業者調査表（別記様式第10号）

(6) 医療関係機関等調査表（別記様式第11号）

(7) 災害装備資機材調査表（別記様式第12号）

(8) 部隊集結拠点調査表（別記様式第13号）

(9) 速報基準調査表（別記様式第14号）

(10) その他災害警備に必要な資料（管内自治体作成ハザードマップ等）

2 警察署警備計画の策定

(1) 次の事項について、管内の実態に応じた災害警備計画を策定するものとする。

ア 警察署災害警備本部等の編成及び運営に関すること。

イ 直轄部隊の編成、配置及び運用に関すること。

ウ 装備資機材の配置及び運用に関すること。

エ 住民、被留置者等の避難誘導に関すること。

オ 緊急交通路の確保、交通規制及び緊急通行車両の確認事務に関すること。

カ 犯罪の予防及び取締り、警戒、広報等の民心安定対策に関すること。

キ 通信の確保に関すること。q

ク 警察署被災時の代替施設の確保に関すること。

ケ 部隊集結拠点の確保に関すること。

コ その他必要と認める事項

(2) 警備計画は、常にその適否を検討し、必要な補正をするものとする。

(3) 警備計画を策定し、又はこれを補正したときは、警備第二課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(4) 警備計画策定上の留意事項

警備計画の策定に当たっては、次の事項に配慮しなければならない。

ア 災害危険箇所の实地踏査を行うこと。

イ 過去の災害警備における経験と教訓を活動に反映させること。

ウ 予想される事案の規模と態様に応じ、段階的な直轄部隊の配置運用及び警備対策を計画し、適正な災害警備が展開できるようにすること。

エ 直轄部隊の編成に当たっては、弾力的運用ができるよう配慮すること。

オ 交通規制については、道路管理者等と連携し、交通障害発生時におけるう回路等の策定にも配慮すること。

カ 各市町が策定する地域防災計画等を確認し、災害警備活動に齟齬をきたさないように配慮すること。

キ 部隊集結拠点の選定については各市町との連携を図り、避難所等と競合しないよう配慮すること。

ク 各市町において作成された避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を適切に把握するため、定期的に更新し、最新の状態に保つこと。

3 広報

災害発生時における住民の不安の解消及び民心の安定を図るため、次の事項に配慮した広報活動を行うものとする。

(1) 平素から災害発生時における避難措置、交通の規制等について必要な広報を行い、防災意識の高揚に努めること。

(2) 災害発生時には直ちに広報体制を確立し、被災地を管轄する警察署員を現場広報班に帯同させるなどして災害情報、生活関連情報等の集約及び広報に努めるとともに、既存の広報媒体が途絶することを念頭に、警察車両の拡声装置、掲示板等の活用について配慮すること。

(3) 広報の内容が住民の行動に重大な影響を及ぼすことを考慮し、正確な広報に努めること。

4 指揮支援班長との緊密な連携

指揮支援班の派遣を受けた警察署長は、指揮支援班長と協議の上、当該警察署員の中から必要な数の連絡要員を指揮支援班長の指揮下に配置し、緊密な連携を図る

ものとする。

5 被害報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害発生・被害概況報告書（別記様式第15号）により警備第二課長を経由し、警察本部長に報告しなければならない。

6 被害判断基準

災害発生時における被害判断基準は、別表第13のとおりとする。

7 職員の心構え

(1) 平素の心構え

ア 管内の災害危険箇所、施設等の位置、規模、臨場経路等基礎的な事項を把握しておくこと。

イ 災害時に必要な関係法令に精通しておくこと。

ウ 救出救護及び避難誘導の要領、装備資機材の取扱い等に習熟しておくこと。

エ 家庭の自主防災に努め、災害時に迅速な参集ができるよう配意しておくこと。

オ 職員家族に対して、職員が被災した場合の所属長に対する報告要領について事前に指導しておくこと。

カ 突発的に発生する地震等の大規模災害に備え、可能な限り自ら非常食等を確保しておくこと。

キ 災害情報ツール（あんあんメール等）を登録するなど、災害情報を迅速的確に入手する手段を確保しておくこと。

(2) 出動時の心構え

ア 任務を確認するとともに、必要な装備資機材を速やかに準備・点検すること。

イ 職員自らが被災した場合等の安否情報についての通信手段及び連絡方法を確認すること。

ウ 長期間の勤務に備え、衣類、筆記用具、医薬品、非常食等の生活用品を準備すること。

(3) 現場における心構え

ア 統制と団結の保持に努めること。

イ 東日本大震災及び熊本地震における被害規模及び被害想定を念頭に置き、必要以上の危険をおかすことがないように心掛けること。

ウ 被災者の心情を察し、同情と理解のある態度で接すること。

エ 職務執行に当たっては、毅然とした態度で臨むこと。

オ 津波到達予想時刻等の気象情報の把握に努めるとともに、災害警備本部等からの無線傍受体制を確立し、事故防止に細心の注意を払うこと。

カ 健康管理には十分注意すること。

第15 教養訓練

1 所属長は、次に掲げる事項について計画的に教養訓練を実施し、災害警備の知識及び技術の向上に努めなければならない。

- (1) 災害関係法令に関すること。
- (2) 管内の災害危険箇所の実態把握及び災害警備計画等に関すること。
- (3) 人命救助に必要な災害警備技術に関すること。
- (4) 各種装備資機材の使用、操作方法に関すること。
- (5) 災害情報の収集伝達と報告要領に関すること。
- (6) 放射線の基礎知識、原子力災害等に関すること。
- (7) その他災害警備に必要な事項に関すること。

2 所属長は、防災関係機関が実施する各種防災訓練に積極的に参画し、実戦的訓練を通じて災害警備に係る技術及び能力の向上に努めなければならない。

なお、訓練に際しては、他機関との合同訓練や解体予定庁舎等を活用した訓練など過去の大規模災害を想定した、より実効性のある訓練となるよう配慮すること。